

富山大学総合情報基盤センター利用細則

平成18年11月27日 制定
平成20年4月1日 改正
平成21年4月1日 改正
平成26年4月24日 改正
平成26年7月1日 改正
平成29年2月14日 改正

(趣旨)

第1条 この細則は、[富山大学総合情報基盤センター規則](#)第13条の規定に基づき、富山大学総合情報基盤センター（以下「センター」という。）が運用管理する情報通信、情報処理及び情報共有のためのシステム（以下「情報システム」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用の目的)

第2条 情報システムは、富山大学（以下「本学」という。）における次に掲げる目的のために利用することができる。

- (1) 研究
- (2) 教育
- (3) 業務
- (4) その他センター長が適当と認めたこと

(利用者の資格)

第3条 情報システムを利用することができる者は、富山大学が発行する識別番号の管理に関する規則第3条に定める総括管理者（以下「総括管理者」という。）が、総合情報基盤センター情報システム利用ユーザID（以下「ユーザID（情報基盤）」という。）の利用を認めた次の者とする。

- (1) 本学の職員
- (2) 本学の学部及び大学院の学生
- (3) その他総括管理者が適当と認めた者

(利用の申請)

第4条 情報システムを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、センター長が別に定める利用申請書をセンター長に提出し、承認を得なければならない。

(利用の承認とユーザID（情報基盤）の発行)

第5条 センター長は、前条の申請に基づき情報システムの利用を承認したときは、申請者に承認書及びユーザID（情報基盤）を発行するものとする。

2 利用承認の有効期間は、次のとおりとする。

- (1) 職員にあつては、その身分を有する期間
- (2) 学生にあつては、その在学期間
- (3) その他総括管理者が適当と認めた者にあつては、センター長が認めた期間
(変更等の申請及び承認)

第6条 前条の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、承認を受けた事項の変更または利用の取り止めをしようとするときは、あらかじめセンター長に申請しなければならない。

ただし、利用者が学生の場合は、学務課からの学籍等の事項に関わる変更等の通知をもって申請したものとみなす。

2 センター長は、前項の申請について適当と認めた場合には、これを承認するものとする。

（報告等）

第7条 センター長は、必要に応じて、利用者に対し、情報システムの利用状況について報告を求めることができる。

（使用の制限）

第8条 利用者は、第2条に定める利用目的以外のために情報システムを使用してはならない。

2 利用者は、利用者以外の者に情報システムを使用させてはならない。

（利用承認の取消等）

第9条 利用者がこの細則に違反したとき又はセンターの運営に重大な支障を及ぼしたときは、センター長は、その者の利用の承認を取り消し又は一定期間利用を停止することができる。

2 利用者が情報システムを構成する機器等を故意又は重大な過失により亡失し、又は損傷したときは、弁償の責任を負わなければならない。

（経費の負担）

第10条 利用者は、情報システムの利用に際し、経費（以下「利用負担金」という。）を負担しなければならない。

2 利用負担金に関する事項は、別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、センター長が、特に必要と認めたときは、利用負担金の一部又は全部を免除することができる。

（雑則）

第11条 この細則に定めるもののほか、情報システムの利用に関し必要な事項は、運営委員会の意見を聴いてセンター長が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成18年11月27日から施行する。

2 この細則施行前に、旧富山大学総合情報基盤センター利用細則及び旧富山医科薬科大学学内LAN利用及び端末接続要項に基づき利用承認を受けた者は、この細則に基づき利用承認があったものとみなす。

3 この細則施行前に、高岡キャンパス運営専門部会長の利用承認を受けた者は、この細則に基づき利用承認があったものとみなす。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 4 月 24 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 29 年 2 月 14 日から施行し、平成 28 年 12 月 2 日から適用する。